

中国帰国者支援・交流センター等教材費援助規程

平成14年10月1日施行

平成16年10月1日一部改正

平成20年4月1日一部改正

平成24年4月1日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、中国帰国者の二世及び三世が社会自立するために中国帰国者定着促進センター及び中国帰国者支援・交流センター（以下「センター」と略す。）において日本語学習支援を受ける際に必要な教材費の一部を援助することを目的とする。

(対象者)

第2条 教材費の援助対象者は同センターに在籍する中国帰国者の二世及び三世の受講者とする。

(教材の種別)

第3条 援助の対象となる教材の種別は、中国残留孤児援護基金が出版する日本語教材等に限定する。

(教材費の援助額)

第4条 教材費の援助額は、習得する受講コースの教材費の国による援助分を除く全額とする。

(援助の決定)

第5条 教材費の援助の決定は、各センター所長が行う。

(援助後の手続き)

第6条 各センター所長は、教材費の援助決定者について、決定当該月の20日までに援助した者の氏名、受講コース、教材名及び援助額を記載したリストを中国残留孤児援護基金事務局長（以下「事務局長」と略す。）に送付する。

2 事務局長は、前項の規定により送付されたリストをもとに援助額をそれぞれのセンターへ送金する。

付則

この規程は、平成24年4月1日から実施する。